## (要領様式第1号)

# 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。)に 基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

> 2 松地環第 1 号の 6 令和 2 年(2020 年) 9 月 23 日

> > 長野県松本地域振興局長

## 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの (○を付す)						
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書							
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	0						
(3) 条例第39条第1項	事業計画書							
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書 (写)							
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書							
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書							

#### 2 公表する事項

	事項	内 容(該当す	る項のみに記載する)		
(法人	及び住所 にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事 O所在地)	有限会社信濃環境衛生舎 代表取締役 早川 秀男 長野県茅野市湖東 6188 番地			
申請の区分(Ⅰ)		産業廃棄物処理施設設置許可			
条例第37条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	茅野市米沢 1995 番地 1、1995 番地 5			
	② 廃棄物の処理施設の種類	木くずの移動式破砕施設(固定式兼用)			
	③ 処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。			
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	200 t/日 (25 t/h : 8 時間稼働)			
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧		
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 茅野市米沢埴原田地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2 の1(5)			
条 例 第 37 条	<ul><li>⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びに その根拠</li><li>⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の 開催日時及び場所</li></ul>	(範囲) 茅野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務 所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 28 条第 1 号 (日時) 令和 2 年 7 月 22 日(水)午後 7 時 30 分から (場所) 茅野市米沢 1198 番地イ 茅野市米沢埴原田公民館			

⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間

(場所) 松本地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和2年9月24日(木)~令和2年10月 7日(水)

(土日・祝日その他の県の休日を除く。)

#### 3 提出できる意見

今回提出 できる意 見	根拠	対	象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
0	第 37 条	○第 36 条第 1 項 ○第 36 条第 1 項	夏の関係市町村長 夏の関係住民	<ul><li>○事業計画概要説明会 終了報告書の内容</li></ul>	15 号	提出期限 令和2年10月7日 (水) 提出先 〒390-0852 松本市島立1020 長野県松本地域振 興局環境·廃棄物対 策課

<sup>\*「</sup>今回提出できる意見」に〇印のあるものについて意見書の提出ができます。

### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。